

平成 29 年度予算編成方針

益田市長 山本浩章

はじめに

国においては、平成 29 年度予算の概算要求に当たって、『「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議了承)を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議了承)で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。』こととしている。また、総務省の概算要求においては、『「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する』こととされているが、概算要求の地方交付税の出口ベースでは、対前年度 4.4%マイナスとされているところであり、また、地方財政における巨額の財源不足が見込まれる中において、「平成 26 年度から平成 28 年度における財源不足を(国と地方が)折半で補てんするルール」については同様の方式で仮置きして積算されていることなど、地方交付税をめぐる状況は予断を許さないものとなっている。

平成 29 年度の予算編成に当たっては、国・県の予算及び地方財政計画等の内容が明らかになっていない状況であるが、その基調とするところを勘案しつつ、予算編成を行う必要がある。

1 本市の置かれている状況

人口に関する現在の状況及び将来の展望は非常に厳しいものがある中においても本市の持続的発展を実現するため、平成27年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」、平成28年3月に策定した「第5次益田市総合振興計画後期計画」及び「益田市ひとづくり協働構想」に基づく施策の持続的な取組により、その効果を着実に発揮させる必要がある。扶助費の増大や交付税の合併算定替特例の縮減など、今後数年間にわたり、年ごとに厳しさを増す財政状況が見込まれる中であっても、財源配分を大胆に見直すほか、不足する財源について基金繰入を行ってでも、これらの施策に重点的に取り組まなければならない。

また、将来に向け持続可能な行財政運営を進める上では、歳入・歳出全般にわたり、既

存の概念を捨て、大胆な見直しを進める意識改革が必要であり、平成 25 年 12 月に策定した「益田市行財政改革指針」にもとづき、平成 29 年度から平成 32 年度までの新たな実施計画を策定することとしている。これにもとづき、さらに徹底した行財政改革を推進することにより、市民の負託に応える施策展開を支える財源を確保していく必要がある。

このような厳しい財政状況を全職員が深く認識し、以下に述べる基本の方針を念頭におき、施策の選択と集中を行い、市民満足度をさらに高めていかなければならない。

2 予算編成の基本の方針

平成 29 年度予算は、徹底した行財政改革を進めつつ、総合戦略、ひとづくり協働構想に基づく施策を積極的かつ着実に進めるものとなるよう、予算全般にわたり、さらなる見直しと重点化による「選択と集中」を徹底する。

(1) 重点施策への配分

① 総合戦略、ひとづくり協働構想への取組

本市の永続的発展を実現するため、また、その持続的な取組を可能とし、その効果を着実に発揮するため、総合戦略、ひとづくり協働構想に基づく施策については、重点的に予算を配分する。

② 喫緊の行政課題への対応

緊急性・重要性を勘案し、学校施設整備事業、公共施設耐震化事業等の先送りのできない喫緊の課題については、優先的に予算の配分を行う。

(2) その他主体的経費への配分

財源確保のため、平成 29 年度予算においても一定程度の基金繰入を予定するものがあるが、さらに尚不足する財源については、今年度に引き続き、厳しい一般財源ベースでの予算要求限度額（枠配分：別表 1）を設定せざるを得ない。したがって、将来に向けて基金繰入に頼らない安定した行財政運営を可能とするためにも、既存事務事業については、行財政改革の視点を踏まえ、徹底した見直しを行い、優先順位の設定や事業規模、事業期間をはじめ、廃止を含めゼロベースで検討を行うこと。

特に次の点については、徹底して見直すものとする。

① 補助金・負担金等の削減については、行革推進課が実施した評価結果（廃止・縮減等）を確実に反映させること。

② 一般財源（国県補助の対象外）で対応する嘱託職員・臨時職員については、事業費を徹底して見直し削減することも踏まえ、原則ゼロベースで見直すこと。

③ 要求限度額（枠配分）対象事業について、対象外事業への振替（事業内容の振替を含む。）は認めない。

(3) 義務的経費の見直し

扶助費・繰出金等の義務的経費についても、決算において多額の不用額や国県支出金返還金が発生している状況に鑑み、徹底した精査を行うこと。

また、超過勤務手当について、事務事業を洗い直し、真に必要な事業に選択・集中し、さらなる業務管理の徹底により、縮減を図ること。

(4) 市債発行の抑制

主体的経費充当の市債の発行については、重点施策へ集中して配分することから、その他の主体的経費充当の市債については、国県補助事業について事業規模を精査する中で優先することとし、その他については徹底して圧縮する。

(5) 国県補助金等

国県補助金等においては、今後の国や県等の動向について情報収集に努め、的確に把握した上で、適切な対応を図ること。また、国や県等からの補助金等の廃止及び減額になるものについては、事業の廃止を検討すること。

(6) その他の歳入

歳入の根幹をなす市税について、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、財源確保の面はもちろんのこと、税の公平性の観点から、収納率の向上に努める。また、負担金、使用料・手数料などのすべての徴収金においても収納率のさらなる向上に努める。

さらに、新たな財源の創出のため、公有財産の積極的な売却や貸付による有効活用などあらゆる創意工夫を行う。

(7) 予算編成過程の公表

市民への説明責任、財政運営の透明性の観点から、ホームページ等で予算編成過程を公表する。また、市民にわかりやすい財政状況の広報に努める。

なお、今後の予算編成スケジュールについては、別表2のとおり。

◆ 予算要求限度額（枠配分）対象経費

区 分		経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	<p>各部等に配分する一般財源と自らが積算する特定財源により主体的に行う経費</p> <p>※枠配分対象外経費（義務的経費、政策的経費、主体的経費のうち別途指示するもの）以外の経費</p>
枠配分対象外経費	義務的経費	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的経費</p> <p>① 特別職及び一般職に係る人件費</p> <p>② 国庫負担等を伴う扶助費</p> <p>③ 特別会計への繰出金</p> <p>④ 広域組合への負担金</p> <p>⑤ 公債費（公債費に準ずるものを含む。）</p> <p>⑥ 債務負担行為に係る経費 など</p> <p>※ ①～⑥の対象とする経費は別途に指示</p>
	政策的経費	<p>重点施策、喫緊課題等に対応する経費</p> <p>① 重点施策への取組み（総合戦略、ひとづくり協働構想、喫緊施策）に係る経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>
	主体的経費のうち別途指示するもの	<p>金額が大きい施設運営費、経常化している政策経費、災害復旧費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>

平成 29 年度予算要求限度額（配分枠）

（単位：千円）

部 署	一般財源配分枠	備 考
政策企画局	60,000	
総務部	172,000	
福祉環境部	226,000	
産業経済部	190,000	
建設部	248,000	
消防本部	17,500	
教育委員会	213,000	
美都総合支所	67,000	
匹見総合支所	94,000	
その他	34,000	議会事務局、出納室、農業委員会、選挙管理委員会、監査・公平委員会、水道部
総 計	1,321,500	

平成29年度当初予算編成スケジュール（予定）

日 程	内 容
10月 上旬	○ 予算編成方針の決定
11月 2日（水）	○ 予算編成方針の庁内説明会 予算編成方針について、部課等へ説明
11月29日（火）	○ 当初予算要求書提出期限 予算編成方針（予算要求基準）に基づき、各課から要求書等を財政課へ提出
12月 1日（木）	○ 財政課ヒアリング（～12月16日） 各課等からの要求書等の提出を踏まえ、要求内容について財政課によるヒアリングを実施
12月 下旬 ～	◇ 総務部長・財政課長査定 （主に義務的経費、一般施策経費、投資的経費の精査）
1月 上旬	■ 当初予算要求の概要について公表 各課等からの要求額の状況について公表（ホームページ）
1月 中旬 ～	◇ 副市長査定 総務部長査定結果を踏まえ、副市長査定を実施
1月 下旬 ～	◇ 市長査定（当初予算案決定） 副市長査定結果を踏まえ、市長査定を実施
2月 下旬	■ 当初予算案の概要及び査定状況について公表 当初予算案の概要及び査定状況等について公表（ホームページ）
3月 初旬	○ 平成29年度当初予算（案）を議会上程